

パートナー21

さんかく でみんなの わ をつなごう！



2013年度男女共同参画に関する作品
鶴成 典子 さん

- 男女共同参画啓発冊子(パートナー21)第8号の発行にあたって 1
- 男女共同参画都市宣言 2
- 福岡県子育て応援宣言登録企業紹介 3~4
- あらまき歯科医院
- 那珂川町の審議会等における女性の登用状況について 5
- 那珂川町女性人材リスト登録者募集 6
- 出前講座行っています!! 7~8
- 2013年度男女共同参画優秀作品の紹介 9
- ストーカー規制法、DV防止法が改正されました。 10

男女共同参画啓発冊子(パートナー21)

第8号の発行にあたって

1999年(平成11年)6月に国が「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置付け、男女共同参画社会の形成の促進に関する様々な取り組みを行っております。

本町では、2003年(平成15年)3月に「那珂川町男女共同参画プラン」を策定し、2005年(平成17年)4月に「那珂川町男女共同参画推進条例」を施行しました。翌年の2006年(平成18年)11月23日には「男女共同参画都市宣言」を行い、2011年(平成23年)は5年目を迎えるにあたり、男女共同参画都市宣言5周年記念事業を行いました。そして、2012年(平成24年)度は、第1次那珂川町男女共同参画プランを継承し、活力ある地域社会を実現していくため、第2次那珂川町男女共同参画プラン(2013年度～2022年度)を策定し、2013年(平成25年)4月からスタートしました。

すべての住民の皆さまが、一人ひとりの個性と能力を発揮することによって主体的な生き方を選択でき、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場面において、自分らしく、生き生きと暮らすことのできる男女共同参画のまちづくりを、住民の皆さまと一体となって取り組んでおります。

今後も男女共同参画推進のための情報や、行政の取り組みを町民の皆さまに提供していくとともに、男女共同参画社会の実現に向けて、協働のまちづくりに取り組んで参ります。なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2014年(平成26年)3月

那珂川町長

武末 茂喜

な か がわ まち だん じょ きょう どう さん かく と し せん げん
那珂川町男女共同参画都市宣言

わたしたちのまち なかがわ

清流と緑に恵まれた自然、歴史豊かなまち なかがわ

このまちで わたしたちは男女がお互いの人権を尊重し 個性と能力を活かし

社会や家庭において ともに責任を担い ともに生き 心豊かなまちをめざし

ここに『男女共同参画都市』を宣言します。

- 男女ともに個性が尊重され、すべての人が「自分らしく」生きることができるまちをめざします。
- 男女が社会で活動するにあたっては、性別による固定的役割分業意識にとらわれないまちをめざします。
- 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画する機会が平等に保障されるまちをめざします。
- 男女が家庭において、協力し合うとともに社会の支援により、家庭内の活動が対等に行われるまちをめざします。
- 男女がお互いに理解を深め、意思決定の場面においてそれぞれの気持ち尊重されるまちをめざします。

2006年(平成18年)11月23日 那珂川町

2006年(平成18年)9月議会で決議



ふくおか けん こ そだ おう えん せん げん どう ろく き ぎょう しょう かい
福岡県子育て応援宣言登録企業紹介

那珂川町の子育て応援宣言 登録企業を紹介します

福岡県では、出産や育児により離職することなく働き続けられる職場環境づくりを推進するため、

「子育て応援宣言企業」登録制度を推進しています。「子育て応援宣言企業」登録制度とは、

従業員の仕事と子育ての両立を支援するための具体的な取り組みを、

企業・事業所のトップの方が自主的に「宣言」するものです。

2014年2月には登録企業・事業所数は4,700社を超え、子育てしながら安心して働くことができる職場環境づくりが進んでいます。那珂川町では24の企業・事業所が登録されています。

那珂川町の子育て応援宣言登録企業

(社福)那珂川福祉介護老人保健施設あじさい、(株)HRK、
(社福)那珂川福祉会ねむのき、(社福)那珂川福祉生涯介護付マイホームこでまり、
(有)中野プラン、筑紫総合開発(株)、(有)寺崎組、(株)成世建設、(有)後藤技研、
(有)畑中土木、(有)真鍋建設、(有)木下土木、(有)三苫建設、(社福)純正福祉会青葉保育園、
(有)春崎電気工事、(有)ケースワーク、あらまき歯科医院、那珂川町商工会、
岡崎石油瓦斯(株)、(株)ティシーイー、(株)渡辺土木、筑前道路工業(株)
ポーラ ザ ビューティー博多南駅前店、(株)しんわ食品 (2014年2月現在 登録番号順)

那珂川町の登録企業・事業所であるあらまき歯科医院の取り組みを紹介します。

あらまき 歯科医院



外観

あらまき歯科医院

院長 荒巻 健一
設立 2000年
初回登録 2010年
従業員 14名(女性10名、男性4名)

あらまき歯科医院は那珂川町の片縄東1丁目にあり
ます。「私達はあらまき歯科にかかわるすべての人の
幸せを共に作り出します。」という理念の下、地域のみな
さんの笑顔づくりのお手伝いをさせていただいてお
ります。おかげさまで創立15年目になりました。地域
に愛される歯科医院を目指しております。



子育て応援宣言の取組・宣言内容

- 院内のメイキングリストによるスキルアッププログラムを実施します。
- 休業中の社員の職場復帰に向けた研修を実施します。
- 育児期間中の在宅勤務制度(院内新聞、患者さん向けの広報紙の作成)を導入します。
- 出産・育児で一旦退職した社員を再雇用する制度を導入します。



Q. 具体的な内容を教えてください。

- A. あらまき歯科医院ではチームメンバーが出産・育児期を通して十分な子育てをしながら、引き続きその職務能力が発揮できるような取り組みをしています。
- 授業参観、運動会、PTA活動等学校行事参加のための休暇を認めています。
 - 育児休業中のチームメンバーの職場復帰に向けた研修を実施しています。
 - 育児休業中の在宅勤務制度(資料作成、学会プレゼン作成等)を導入しています。
 - 病児保育の院内保育を実施しています。
急な発熱等、小児科の受診や保育園のお迎えを認めています。院内で保育室を準備して病児保育制度を実施しています。

授業参観日はもちろん、地域のパトロールの時にもお休みをいただいています。職場のスタッフ全員で助け合う環境がとても働きやすいです。

子どもの熱がある時や体調不良の時も対応していただき助かっています。



保育室の様子



院長 荒巻 健一さん

あらまき歯科医院の経営理念は「幸せづくり、人づくり」です。「私たちはあらまき歯科にかかわるすべての人の幸せを共につくります」この創業の思いをチームメンバーとともに、理念の浸透を実践しています。子育て中のスタッフが安心して長く働けるように職場のみんなで助け合っています。また、仕事と子育てを両立させるために、新しい仕組みや制度に取り組んでいます。子育ては育てる親自身も成長していくと私は確信しております。

那珂川町の審議会等における 女性の登用状況について

那珂川町の2013年(平成25年)4月1日現在の審議会等における
女性の登用状況を公表します。

＜地方自治法(第202条の3)※に基づく審議会等における女性の登用状況＞

※ 法律や条例に基づいて設置され、調停、審査、審議または調査等を行う機関。なお、広域圏で設置している審議会等は含みません。

2013年(平成25年)4月1日現在

	審議会等数	うち女性委員のいる 審議会等数	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性比率(%)
福岡県	93	93	1,309	547	41.8
福岡県内市町村	1,652	1,372	20,358	5,610	27.6
那珂川町	34	33	389	108	27.8

(備考) 福岡県「福岡県及び市町村の審議会等における女性委員の登用状況について」引用。

男女共同参画社会づくりを推進するためには、男女が社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が均等に確保されることが重要です。福岡県が、内閣府男女共同参画局の依頼を受け毎年度実施している、「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」に基づき、那珂川町では審議会等における女性の登用状況の調査を実施しています。

那珂川町の2013年(平成25年)4月1日現在の、地方自治法第202条の3に基づく審議会等での女性の登用状況は、27.8%であり、2012年(平成24年)度より4.2ポイント上昇しました。県内60市町村中19位で、福岡県内の市町村の平均を0.2%を上回りました。

しかし、「那珂川町附属機関等の設置及び運営に関する規程」では、町の附属機関及び協議会等の委員の男女構成の比率については、男女のいずれもが30パーセントを超えるように努めることと定めていますが、まだ達成できておりません。今後、女性登用促進について必要な事項を定めた那珂川町附属機関等の委員への女性登用促進要領(2013年12月20日施行)に基づき、女性の登用率30パーセントを目標に、積極的に女性委員の登用推進に取り組んでまいります。



女性人材リスト登録者募集

女性の社会参画を推進するため、さまざまな分野から女性の人材を募集します。

この女性人材リストは、政策、方針決定過程への参画をはじめ、あらゆる分野への女性の登用を推進するため、多方面にわたる人材を登録し、女性の人材の情報提供を行うことにより、女性の活躍の場の確保と、男女共同参画の実現を図ることが目的です。

登録対象者

- 18歳以上の女性(高校生は除く。)
- 町政に関心があり、審議会等に参加する意欲のある人
- 那珂川町の一般職の職員(嘱託職員、非常勤職員及び臨時職員を除く。)、常勤の特別職の職員及び議会の議員でない人
- 各種分野において、専門的識見若しくは活動経験を有する人又は資格を有する人
- 特定の政治活動、宗教活動又は専ら営利活動を目的としない人



女性人材リストの活用の用途

- 各種審議会、委員会等の委員の選任にあたり情報を必要とするとき。
- 町の諸事業推進のため女性人材を必要とするとき。
- その他町長が必要と認めるとき。

分野

「人権・男女共同参画」「福祉・医療・健康」「環境・まちづくり」「文化・スポーツ」「法律・行政」「政治・経済」「子育て・家族」「教育」「国際交流」「農業」など

申込み方法

役場や地区公民館、ミリカローデン那珂川、博多南駅前ビル町民情報ステーションに備え付けの「那珂川町女性人材リスト登録申請書」に必要事項を記入の上、人権政策課に持参又は郵送で提出をお願いします。

※登録していただいた情報は、目的外には使用いたしません。

※申請書は町ホームページからもダウンロードできます。

※申込みは随時受付をしています。

出前講座 行っています!!

「座・しゃくなげ」那珂川町男女共同参画地域づくり推進委員会

座・しゃくなげは2007年(平成19年)、「あすばる男女共同参画地域づくり事業」を機に発足し、「しなやかなる継続で意識は変わる」をモットーに那珂川町を愛し、共に支え合う豊かな地域社会を創り出す目的で活動している素人劇団です。

区の人権問題研修会や人権フェスタなかがわステージ発表、あすばる出前講座、ボランティアフェスタなかがわ等、地域に根付いた活動を行っています。

愛称「座・しゃくなげ」の由来は？



「那珂川町男女共同参画地域づくり推進委員会」という名前は長いので、2009年度に入り、もっと呼びやすく愛着がわくような名前をつけようということになりました。町の花であり色々な色がある「しゃくなげ」の花が、一人ひとり違った個性をもつメンバーと似ているところから「座・しゃくなげ」という愛称としました。

公演の様子



▲ 寸劇「那珂川さんちの昨日・今日・あした」

※寸劇の内容

- (1) どこにでもある家族(内容: 子どもの進路について)
- (2) 中川さんちの男女共同参画(内容: 介護について)
- (3) 光のランドセル(内容: 子どものランドセルの色について)
- (4) お外さん(内容: 奥さま、父兄などの言葉から考えるもの)
- (5) 那珂川さんちの昨日・今日・あした(内容: 女性の社会進出について)

いつでもどこでも公演します!!

区公民館、企業、団体などの研修にぜひ「座・しゃくなげ」を呼んでください。

寸劇は、脚本から演出
まですべてメンバーで
手掛けています。



▲ なかがわ 那珂川にわか



▲ だんじょきょうどうさんかく いま さんかくがにこう わ 男女共同参画は今 (参画型講話)



▲ たんか 短歌

2014年3月までに、62回の公演を行いました。地域の人権問題研修での公演も行っています。37行政区のうち24行政区で公演させていただきました。

年齢は20代から70代、職業、経験もさまざまなメンバーで楽しく活動をしています。一緒に活動していただける団員を募集しますので、興味のある方は下記までお問い合わせください。



申し込み・お問い合わせ先

那珂川町人権政策課男女共同参画担当

TEL.092-953-2211

内線183

優秀作品

「男女がともに 自分らしく 輝いて生きるまち なかがわ」を実現するため、男女共同参画をテーマとした作品を募集しました。ポスター1点、短歌4点、絵手紙9点、にわか2点、脚本6点、合計22点の応募がありました。厳選な審査の結果、次の3点が優秀作品として決定しました。

たん か ぶ
短歌の部

心豊かに 男女とも 伸び伸び生きる 世の中は
 人を育む

こうた てるよ
 郷田 照代さん

え て かみ ぶ
絵手紙の部



からさき やすこ
 唐崎 康子さん



つるなり のりこ
 鶴成 典子さん

男女共同参画推進センター「あいなか」

2013年(平成25年)度の男女共同参画作品を展示しています。

男女共同参画に関する書籍やDVD等を設置展示しています。ご自由にご覧ください。



ぜひ、ご来場ください。

所在地：那珂川町西隈1丁目1番1号(勤労青少年ホーム内)
 開館時間：平日及び土曜日 9時～22時、日曜日及び祝日 9時～17時
 休館日：12月29日～翌年1月3日

ご存じですか？

ストーカー規制法とDV防止法が改正されました。

ストーカー防止法の一部改正について

この法律は、最近のストーカー行為等の実情を踏まえ、2000年(平成12年)の成立以来、初めて改正されました。改正ストーカー規制法では、これまで無言電話や相手に拒まれても、執拗に電話やファクスを続ける行為に限っていた「つきまとい行為」に、相手に拒まれても繰り返し電子メールを送信する行為を追加し、取締りの対象としました。ストーカー行為に対する禁止命令や警告等を出す権限についても被害者の居住地だけでなく、加害者の居住地や違法行為があった場所を管轄する警察、公安委員会にまで拡大されました。

2013年(平成25年)10月3日施行
(電子メールの連続送信行為の規制については)
2013年(平成25年)7月23日施行)



DV(ドメスティック・バイオレンス)防止法の一部改正について

配偶者以外の交際相手からの暴力への対処及びその被害者の保護の在り方が課題となっている現状を踏まえ、改正DV防止法では、配偶者(元配偶者、事実婚を含む)の暴力に限定していた保護命令※の対象が同居の交際相手からの暴力まで拡大されました。

2014年(平成26年)1月3日施行

※身体的暴力の被害者を守るために、裁判所が加害者に出す命令。被害者への接近禁止命令、被害者への電話禁止命令、被害者の同居の子への接近禁止命令、被害者の親族等への接近禁止命令、被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令があります。

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは？

- **身体的暴力**(殴る、髪を引っ張る、物を投げつける、眠らせないなど)
- **精神的暴力**(怒鳴る、脅す、無視する、馬鹿にする、携帯チェック、行動を監視するなど)
- **経済的暴力**(生活費を渡さない、外で働かせない、借金をさせるなど)
- **性的暴力**(性行為の強要、避妊に協力しない、無理にポルノを見せるなど)
- **子どもを利用した暴力**(子どもの前で暴力を振るう、子どもに悪口を吹き込むなど)

パートナーからの暴力(DV)に悩んでいませんか。

どんな理由があろうと、暴力は許されない行為であり、あなた
のせいではありません。ひとりで悩まずに、まずはご相談ください。
身近な人が悩んでいたなら、相談窓口を教えてください。



※相談窓口は裏表紙に掲載しています。

地域を越えて情報を交換し

ネットワークをつくるために利用できる施設の紹介

福岡県男女共同参画センターあすばる

住所	〒816-0804 春日市原町3-1-7クローバープラザ内		
電話	092-584-1261	FAX	092-584-1262
開館時間	9:00~21:00 (日曜・祝日 9:00~17:00)		
休館	第4月曜日を除く毎週月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始		

福岡市男女共同参画推進センター・アミカス

住所	〒815-0083 福岡市南区高宮3-3-1		
電話	092-526-3755	FAX	092-526-3766
開館時間	9:30~21:30(平日)9:30~17:00(日曜・祝日)		
休館	毎月第2火曜日及び最終火曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始		

相談窓口

	受付時間	電話	
DV相談	ちくし女性ホットライン <small>ちくせい</small>	10:00~17:00(月曜日~金曜日) (木曜日のみ) 17:00~20:30も可(2014年4月~)	092-513-7335
	配偶者暴力相談支援センター(筑紫) <small>はいくうしや ぼうりよくそうだんしえん</small>	8:30~17:15(月曜日~金曜日)	092-584-0052
	配偶者からの暴力相談電話 <small>はいくうしや ぼうりよくそうだんてんわ</small>	17:15~24:00(月曜日~金曜日) 9:00~24:00(土日祝日)	092-716-0424
	福岡県警察の犯罪被害者相談電話 「ミズ・リリーフ・ライン」(心のケア) <small>ふくおかけんけいさつ はんざいひがいしや そうだん てんわ</small>	9:00~17:45(月曜日~金曜日)	092-632-7830
	男性のための相談ホットライン <small>だんせい そうだん</small>	19:00~21:00(第1・第3月曜日)	092-526-1718

	所在地	受付時間	電話
労働	福岡中央労働基準監督署 <small>ふくおかちゅうおうろうどうきじゆんかんたくしよ</small>	平日 8:30~17:15	092-761-5605
総合相談	福岡県男女共同参画センター あすばる相談室 <small>ふくおかけんだんじよきょうどうさんかく</small>	(火曜日~日曜日) 9:30~16:00 (金曜日のみ) 18:00~20:30も可	092-584-1266
人権相談	筑紫野市二日市 中央5丁目14番7号 <small>ふくおかほうむきよくちくししきよく</small>	平日 8:30~17:15	092-922-2881